

名張市公共下水道条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」※に基づくアナログ規制の見直しにより、排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制を緩和し同一の都道府県の区域内における営業所について兼任することを妨げないとなったこと、及び下水道法施行令の一部改正に伴い、名張市公共下水道条例について、用語を整理するほか、所要の改正を行おうとするものです。

※ 令和3年12月に策定された「構造改革のためのデジタル原則」に基づき、デジタル臨時行政調査会が令和4年6月に示した方針のことです。この方針の中において、デジタル化を阻害しているものをアナログ規制といいます。

今回、代表的なアナログ規制の一つである「常駐・選任規制」を緩和するため、法律等の見直し方針が示されました。

2. 改正の内容

- (1) 店舗又は事務所に1人以上専属していることとしていた排水設備工事責任技術者について、三重県内又は奈良県内における他の営業所と兼任することができることとします。
- (2) 大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、放流水の基準における用語を整理します。
- (3) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

公布の日から施行します。ただし2（2）の改正規定については、令和7年4月1日から施行します。